

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 3 月まで

申立期間当時、経営していた店に国民年金保険料の集金人（当時の町内会長の妻）が来て、当時の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに私の記録だけが未納となっているのは納得できない。国民年金保険料額は記憶していないが、自営業による所得は当時のサラリーマンの給与の 10 倍はあったので、申立期間の国民年金保険料を納付しないはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の昭和 49 年 5 月 17 日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されることから、申立人の妻（当時）が現年度納付することができる申立期間の国民年金保険料を店に来ていた集金人に納付していたという申立内容に特段の不自然さはみられない。

また、申立人の妻は、申立期間当時、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと証言している上、同人の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の妻が昭和 49 年 5 月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続のみを行い、保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が記憶している集金人（死亡）の義理の娘は、義母は国民年金保険料を集金していたと証言している。

加えて、当時の所得はサラリーマンの 10 倍はあったとする申立人は、申立期間中の昭和 52 年 1 月に自宅を新築していることが確認でき、国民年金

保険料の納付が困難であった事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和43年9月1日）及び資格取得日（昭和44年1月7日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月1日から44年1月7日まで  
② 昭和44年7月19日から45年ごろまで

A社に昭和42年から3年ぐらい継続して勤務したはずであるのに、昭和43年9月1日から44年1月7日までの厚生年金保険の記録が抜けているのは納得できない。

また、同時に入社した同僚の方が先に退職した記憶があるにもかかわらず、同人に確認したところ、厚生年金保険の記録は私と同じ加入期間となっており、私の昭和44年7月から45年ごろまでの加入記録がないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立てに係る事業所に就職した時とほぼ同時期に同事業所に就職した申立人の当時の同僚（複数）は、同事業所における申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録がある上、「申立人は、途中、休職したり一時退職したことはなく、申立期間①においても、継続して勤務していた。」旨証言している。

また、上記の同僚は、「私は、申立期間①については、申立てに係る事業所における厚生年金保険に加入しており、申立人も同様に、厚生年金保険に加入し厚生年金保険料が控除されていたと思う。」旨証言している。

これらの事情を踏まえて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者として同期間の厚生年金保険料を事業主から控除されていたと推認するのが妥当である。

また、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立てに係る事業所に照会したところ、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料は保管されておらず、勤務状況及び厚生年金保険料控除については不明と回答している上、当時の同僚から申立人に係る同期間の勤務に関する具体的な証言を得ることもできなかった。

このほか、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年7月及び同年8月は20万円に、同年9月は22万円に、同年10月から18年3月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年4月1日まで

平成17年1月にA社に入社し、同年3月から厚生年金保険に加入した。同年7月に給与月額が17万円から20万円に上がり、以降退職する18年3月まで、給与月額20万円に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。ただし、同年9月は休日出勤手当が加算されており、給与月額22万円に相当する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。

しかし、日本年金機構の記録では、申立期間を含めて、A社における被保険者期間について、標準報酬月額が17万円となっているので、これを訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額から、平成17年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月から18年3月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「同資格喪失届」並びに「同報酬月額算定基礎届」の標準報酬月額が、年金事務所が記録する標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額を基礎とする標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成19年3月から同年8月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（7万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月31日は7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月1日から同年9月1日まで  
② 平成19年7月31日

A社を先に退職した同僚から社会保険料の控除額について誤りがあると聞いて他の社員に尋ねたところ、多くの社員に誤りがあったため、会社に問い合わせた結果、会社から訂正届が提出された。

しかし、平成19年8月以前の期間については時効により訂正されておらず、平成19年7月31日の賞与についても届出されていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚

生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成 19 年 3 月から同年 8 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過小な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳から、申立てに係る事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準給与額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 7 月 31 日は 7 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る給与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該給与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所（平成4年2月1日に同社C支店に名称変更）に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格喪失日が平成4年2月1日とされ、同年1月31日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は昭和64年1月1日から平成9年1月1日までA社B出張所に継続して勤務したが、4年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月1日に被保険者資格を再取得した記録となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細票、A社が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A社B出張所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月25日に社会保険事務所（当時）が受け付けている厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失年月日を平成4年1月31日から同年2月1日に訂正）に記録されている資格喪失時の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅し

た後に訂正の届出を行い、申立期間の保険料についても、納付していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料の還付をした場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から15年6月までの期間及び17年7月から18年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月から15年6月まで  
② 平成17年7月から18年1月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）から何度か納付の督促を受けたため、同事務所に納付できない旨を相談に行った。その際、申請免除制度について案内されたので、免除申請を行ったが、却下された。このため、時期は覚えていないが、社会保険事務所の窓口でこの期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず未納となっており、納付できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る国民年金の被保険者記録は、当初、第3号被保険者とされていたものが、平成17年9月に、さかのぼって第1号被保険者に種別変更されており、その時点では、同期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を平成15年12月から19年1月まで勤めていた事業所から支給された給与により納付したと主張しているが、オンライン記録から、同年2月以降においても社会保険事務所による納付督促（戸別訪問）が数回行われ、時効により国民年金保険料の徴収権が消滅する期日が近づいた同年10月に「（納付について）本人 態度保留 母納付指導」とする納付督促があったことが確認でき、申立人の供述には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間①及び②は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降

の期間であり、かつ、14年4月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化された以降の期間でもあり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 53 年 9 月まで  
20 歳になったころ、父親から国民年金に加入し、保険料を納付するように言われたので、自分で加入手続を行い、当時の収入から国民年金保険料を納付していたのに、納付記録が無いことに納得できない。国民年金の加入を勧めた父親は既に亡くなっており、母親は当時の記憶はほとんど無く証明できるものを持っていないが、納付したのは事実であるので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 53 年 10 月に払い出されている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が 20 歳に達した 51 年時点では、申立人は国民年金の被保険者となっていなかったと推認でき、20 歳に達したころに国民年金に加入し保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

また、国民年金の加入を勧めたとする父親は既に死亡しており、申立人から聴取しても、申立てに係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況（納付金額、納付時期、納付方法及び納付場所）は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 931 (事案 230 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月11日から20年3月1日まで

A丸に乗船していた申立期間について、船員保険に加入していたので記録の訂正を申立てたが認められなかった。その後、B学校(当時)の同窓会名簿を見つけた。同校の卒業生の中にA丸に勤務し船員保険に加入している者がいるのではないかと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主が申立人の給与から船員保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立人が乗船していたA丸に係る船舶所有者は船員保険の適用を受けていないこと、iii) 申立期間当時、申立人と一緒に同船に乗っていた船長も船員保険被保険者となっていないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人はB学校の同窓会名簿を提出し、A丸に勤務したことがある同校卒業生に係る船員保険の加入記録を調査してほしいと申し立てているが、同名簿等によりA丸に勤務していたことが確認できた3人(卒業生2人、卒業生以外の者1人)はA丸における船員保険の加入記録は無く、申立人がA丸において船員保険料を控除されていたことがうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月から26年6月まで

A社に所属するB丸に甲板員の見習いとして乗船し、D地方の港からE港やF港にGを運んでいた。当時船員手帳を所持していたので、船員保険の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、一緒に乗船していた乗組員の名前や当時の業務内容、航海の状況等を詳細かつ具体的に記憶しており、勤務した期間は特定できないが、B丸に乗船して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の事業主や同僚も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や船員保険料の控除について推認できない。

また、申立人が申立てに係る事業所の事業主（B丸の所有者）として記憶している者は、社会保険庁（当時）が保管する船舶所有者名簿に記録が無く、同事業所が船員保険の適用事業所として存在したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「船員手帳は、年金受給開始後に廃棄してしまった。」と述べている上、船員保険料の控除についても覚えていない。

このほか、申立人に係る申立期間の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。